3　1及び2による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものとした。（附則第二条関係）

4　この政令は、平成二七年三月一日から施行するものとした。

◇**独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二号）（財務省）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二五年法律第一九号）の施行期日を平成二六年四月一日とした。

◇**独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第二三号）（財務省）

1　関係政令の整備

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴い、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成一五年政令第三二七号）を廃止するとともに、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条～第八条関係）

2　経過措置

㈠　独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）が有する資産及び債務を国、出資地方公共団体及び基金承継人が承継する際に必要な事項を定める承継計画書の作成基準を定めることとした。（第九条関係）

㈡　機構の解散時に国が承継する独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二五年法律第一九号。以下「廃止法」という。）附則第二条第二項に規定する廃止法附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭の帰属する会計を定めることとした。（第一〇条関係）

㈢　財務大臣は、積立金の処分を行うため必要と認められる現金を保管することができることを定めることとした。（第一一条関係）

3　この政令は、廃止法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。ただし、2㈠については、公布の日から施行することとした。

◇**薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二四号）（厚生労働省）

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一〇三号）の医薬品の販売業等に関する規制の見直しに関する規定の施行期日を平成二六年六月一二日とし、指定薬物の所持等の禁止に関する規定の施行期日を同年四月一日とすることとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五号）（厚生労働省）

1　薬局開設者が、薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるもの並びに動物用医薬品を除く。）を販売し、又は授与する場合には、薬剤師による情報提供については対面による方法以外の方法により行うことも認め、薬剤師の薬学的知見に基づく指導については義務付けないこととするとともに、薬局以外の場所にいる者に対して販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた医薬品の販売又は授与の実施方法に関する事項を遵守すること等の規定を適用することとした。（第七四条の二関係）

2　この政令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一〇三号）の施行の日（平成二六年六月一二日）から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十九条第一項第三号、第百九十五条、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に「、条例で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一　新たに市町村の区域の設定があつた場合　当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二　新たに市町村の区域の廃止があつた場合　当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三　町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合　当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四　一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき　当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

五　法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合　当該区域が従前属していた選挙区の区域

六　他の都道府県の区域の全部を編入した場合　当該編入された区域

第三条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合（法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている郡市の区域を郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び他の都道府県の区域の全部を編入した」を「前条各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合においては、これと関係がある」を「同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた」を「第三条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条を第五条とする。

第六条の二第三項中「のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの」を削り、同条を第六条とする。

第六条の三を第六条の二とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条」を「第四条」に改める。

第五十九条の五の三第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「部隊等」の下に「（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第五十九条の五の四第十五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第百二十七条の二第一項の表及び第二項の表中「一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。